

農業者年金制度

生まれ変わります！

平成十四年一月一日、新しい農業者年金制度がスタートします。新しい制度は、積立方式で加入者数などに影響されにくい長期的に安定した制度になります。食料・農業・農村基本法にもとづいた農業担い手の確保が目的にあげられ、意欲ある担い手に政策支援として国から最高五割の保険料が助成されます。政策支援を受ける場合の二十年要件（二十年間、保険料を納付することで受給資格が得られる制度）は、現行制度と新制度の期間が通算され、政策支援を受けた新制度の年金と現行制度の年金を併せて受給することができます。農業者年金基金では、安定した老後のために新制度の移行加入を勧めています。



農業者年金は農家の助けとなります。秋牛で農業と畜産を営む見嶽重次郎、シゲさん夫妻

農業に従事する方 広く加入できます

農業に年間六十日以上従事する六十歳未満で、国民年金第一号被保険者の方は農地などの権利名義がなくともだれでも加入できます。

年金は積立方式で 国庫助成の対象に

納めた保険料とその運用益が将来みなさん（農業者年金に加入している方）の受給する年金の原資になります。これまでの賦課方式（加入者の世代が受給者の世代を支える仕組み）が廃止され、新制度の農業者年金は加入者・受給者数などの影響を受けにくい、長期的に安定した制度に次のとおり大きく変わります。

【新旧対照表】

項目	新しい制度	今までの制度
加入資格	<ul style="list-style-type: none"> すべて任意加入 60歳未満 農業従事者 国民年金加入者 	当然加入、任意加入あり 40歳未満 50 a 以上の農地権利が必要 同じ
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 月額20,000円 1,000円きざみで増額できる（67,000円限度） 60歳まで納める 	月額20,440円 定額 特例で65歳まで納められる
保険料の政策支援	<ul style="list-style-type: none"> 保険料20,000円のうち、条件によって一定額を国が補助する 	（今までに無かった制度）
受給年金の種類と受給開始年齢	<ul style="list-style-type: none"> 農業者老齢年金（65歳から受給する。60歳過ぎからの繰上げ受給あり） 特例付加年金《保険料の政策支援担当分》（経営移譲を終えて65歳から。老齢年金と連動して繰上げ受給あり。65歳過ぎの経営移譲も可能で受給はその時から） 	同じ 経営移譲年金（経営移譲を終えて65歳から。老齢年金と連動して繰上げ受給あり。65歳以降の経営上は不可）
受給額の計算基礎	<ul style="list-style-type: none"> 納付保険料総額と運用益から算出 	経営以上年金は半額が国からの補助だった 物価スライドがあった
支給停止	<ul style="list-style-type: none"> 農業の再開で特例付加年金が停止 	農業の再開で経営移譲年金停止
死亡一時金	<ul style="list-style-type: none"> 80歳未満で死亡した場合に支給（受給額が80歳寿命で計算されることとなるため） 	算式に当てはめて支給
脱退	<ul style="list-style-type: none"> 農業に従事しなくなった 国民年金被保険者でなくなった 希望により脱退 脱退一時金なし（将来年金として受給） 	同じ 同じ 希望だけでは脱退できない 納付実績3～20年で脱退一時金受給

農業者年金保険料を納めている方は引き続き加入するか、脱退するか選択することになります。

詳しくは、いわてくじ農協普代支店（☎35-2231）または村農業委員会（☎35-2115）まで、お問い合わせください。